

令和 4 年第 6 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年6月29日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第14号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について	1件
議第15号	農地の賃借料情報の公開について	1件
議第16号	農地法第3条申請における公売・競売適格者証明願について	1件
議第17号	農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について	1件
議第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
報第12号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第13号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	

13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	欠席

議長 ただいまより、令和４年第６回農業委員会総会を開会する。

本日は、４伊藤明石番員、１７番日比野敏夫委員、の欠席で１５名の出席。
従って、『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により過半数の
出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、１番玉木芳幸委員、２番長江あさみ委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第１４号「令和４年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程する。議第１４号について事務局より説明願う。

事務局 （議第１４号「令和４年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」の説明）

議長 議第１４号の意見を求める。

７番 ■■さんが、シルバー人材センターがやっていた農地の後で、ローゼルの栽培を行っているが、畑は草との闘い。草は毎日取らなければすぐ生えてしまう。１年目はなんとかやるが、それ以降はお手上げとなるケースもあり、当初の考えが甘いことが多い。

議長 ほかに意見はないか。

１５番 遊休農地の解消について、農地が宅地になったら「解消」となるのか。

事務局 農地から他の地目になった場合、「解消」とカウントされる。

議長 ほかに意見はないか。

5 番 最適化活動の目標日数が 10 日となっているが、日数と時間関係や、どのように活動しているのか伺いたい。

事務局 ここに掲げた目標は、県の目標を参考にしている。今年から制度の変更があって、最適化交付金の算定が、定額から、「活動」実績と「成果」実績のポイントで計算されることになった。当委員化では、「活動」実績を中心に考えている。月の活動実績が 0 日の場合は、年間の活動ポイントが 0 ポイントとなるため、月に 1 日以上は必ず活動していただきたい。できれば 6 日以上の実績をお願いしたい。（後に国の方針が変更になり、年間の月平均で 1 日以上、年間で 12 日以上の実績で良いこととなった。）活動実績は、1 時間の活動でも 1 日となる。

議長 先ほど話にあがった■■■さんが、シルバー人材センターから譲り受けた農機具の修理に苦慮している。修理先の紹介をお願いしたいとのことだが、多治見市で修理を請け負っていた業者が、営業を止めてしまったようなので、どこか紹介できないか。

7 番 高蔵寺や、可児市か御嵩町にあるようだが、私が話をしておく。

1 番 公民館で家庭菜園講座をしているが、こうしたことは（最適化活動の）ポイントの対象にかかるか。

事務局 委員の講座活動は、6 条の 3 項にあたる。最適化活動の活動実績については、6 条の 2 項になる。おそらく、皆さんが活動しやすいのは、遊休農地の解消についてだと思われるので、このあたりを記録簿に記載するようしていただきたい。

議長 発言がないようなので、議第 14 号について採決を行う。

委員 （全員挙手・挙手多数）

議長 全員挙手によって、議第 14 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 15 号「農地の賃借料情報の公開について」を上程する。議第 15 号について、事務局より説明を願う。

事務局 農地の賃借料情報の公開について、令和 3 年度は畑のデータが 5 件あったので公開となる。平均値が 10a あたり 8,374 円、最高値が 10,224 円、最低値が 5,973 円。農用地の利用集積計画であがった更新分にあたる。■■■町の 2 筆で 15,000 円、■■町でトマト栽培している■■■さんの 3 筆のもの、これらの平均が 8,374 円となった。

議長 議第 15 号について意見を求める。

議長 発言がないようなので、議第 15 号について採決を行う。

委員 (全員挙手・挙手多数)

議長 全員挙手によって、議第 15 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 16 号「農地法第 3 条申請における公売・競売適格者証明願について」事務局より説明を願う。

事務局 競売の対象地は笠原町字中前 616 番地の 1、地目は田、面積は 1,153 m²、所有者■■■■は市■■■町の■■■■■さん、今回適格者証明願を提出したのが■■■■市■■■町の■■■■■さん、経営面積 2,077 m²、この競売物件を畑としてトマトやキュウリを耕作するとのこと。この土地は令和 4 年 1 月の総会で、太陽光発電の設置で報告したが、太陽光発電をする方が何らかの理由で、止められた。再度、裁判所が公売・競売にかけ、■■■■■さんが申し込むことになった。買受適格証明願が添付してあるが、これは 4 月に 3 条許可を出した内容と同じもの。栽培するものは、畑 1,829 m²でトマト、キュウリ、ナス、スイカ、大根、白菜、果樹では今回の土地も含め 1,401 m²、みかんを栽培するとのこと。

議長 議第 16 号について意見を求める。

2 番 農地パトロールでは、草が繁茂していた。以前は、太陽光発電施設と聞いていたが、今回、農業をする方が申請するというならいいこ

とだと思った。

事務局 説明を補足する。他に 1 件、資材置き場にしたいという方から相談がある。その方が申請されるとするなら来月になるかもしれない。

議長 私も注目している土地で、まず接道していない。水路もあって蓋がしてあるが、重機が通れば壊れてしまう。

7 番 4 月総会で出た赤坂町の土地は、手が付けられていない。本人にやる気があるとは聞いている。

5 番 ■■さんは、農業をする要件は整っているのか。

7 番 諏訪町にも農地があって、要件は充分。

事務局 農地は 2,616 m²、諏訪町の 1,444 m²は山林化している。この分を引いても 1,000 m²以上あるので、要件は整っている。加えて赤坂町の 901 m²あるので、経営面積としては 2,077 m²となる。

12 番 2,000 m²も野菜を栽培するとあるが、私の経験上、とてもできるようなとは思えない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 16 号について採決を行う。

委員 (全員挙手・挙手多数)

議長 全員挙手によって、議第 16 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 17 号「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」事務局より説明を願う。

事務局 所在地は、小名田町 3 丁目■■、登記簿地目は畑、現況は原

野、545 m²。小名田町 3 丁目■■-■、登記簿地目は田、現況は原野、1,229 m²。合計 1,774 m²。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■■、■■■。昭和 45 年に■■さんが前の所有者から耐火レンガの原料置き場をということで、5 条許可をもらって、倉庫をつくった。のちに、令和 4 年に■■番から■■-■（倉庫のある土地）と■■-■を分筆。その後放置して、山林化した。今回の■■さんが植林をするために申請をするわけだが、そのままにしておけば非農地証明で処理できたところ、最近になって伐採をしてしまい、農地に復旧可能になったということで、植林をするにあたっては、事業計画の変更申請をする必要となった。今回は、植林をするための事業変更。

議長 議第 17 号について、地元委員の意見を求める。

16 番 ここには、陶器のガラが埋めてあると言っていた。

事務局 砂利敷の道は、植林のための仮の作業道と聞いている。後に、この作業道にも植林する。計画では、ヒノキを 180 本、サクラを 7 本植えるとのこと。

議長 他に発言はないか。

（発言なし）

議長 発言がないようなので、議第 17 号について採決を行う。

委員 （全員挙手・挙手多数）

議長 全員挙手によって、議第 17 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」上程する。事務局より説明を願う。

事務局 1 件目、使用貸借権、所在地は姫町 7 丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、16 m²。姫町 7 丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、66 m²。姫町 7 丁目■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、

490 m²。3 筆合計 572 m²。譲渡人、■■■■市■町■丁目■■。譲受人、■■■■市■町■丁目■■、■■■■。親子関係。転用目的は一般個人住宅。既に残土が入れられているということで、始末書提出。

2 件目、所有権移転、所在地は、小名田町 3 丁目■■、登記簿地目は田、現況は原野、545 m²。小名田町 3 丁目■■-■、登記簿地目は田、現況は原野、1,229 m²。2 筆合計 1,774 m²。譲渡人、■■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■丁目■■■、■■■■。転用目的は植林。

議長 はじめに議第 18 号の事案 1 について地元議員の意見を求める。

1 番 田が宅地になっていた。始末書提出。88 の登記地目はどのようなか。

事務局 88 は既に宅地に変更されている。

1 番 許可されしだい、ここに息子の家を建てると聞いている。自宅の近くに急傾斜地があって、縄文土器がでるかもしれないレッドゾーンなので、12m セットバックすることになっているとのこと。

議長 他に発言はないか。

5 番 始末書だけで済んでしまうということが、問題だと思うかどうか。

事務局 埋め立てする前から相談されていたケース。結局、残土の受け入れを許可申請まで待てなかった。申請を前提としていたものでもあり、仮に、現状回復命令を出しても、農業に与える影響は大きくないという判断。

7 番 残土を入れるタイミングは、相手もあることでもあるので、こうなったかと思われる。

(発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 18 号の事案 1 について採決を行う。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数によって、議第 18 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて議第 18 号の事案 2 について地元委員の意見を求める。

(発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 18 号の事案 2 について採決を行う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 18 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 次に、報第 12 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告する。報第 12 号について事務局より説明を願う。

事務局 1 件、所在地は、幸町 4 丁目 ■-■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、86 m²。申請人、■■■市 ■町 ■-■、■■■。転用目的は一般個人住宅。既に宅地化、始末書提出。平成 22 年 10 月 4 日に庭の敷地(5 番 1)で 5 条届、平成 3 年 12 月 13 日に 5 番 1 から 5 番 12 を分筆。住宅を建てた時に変更しなかったか。または、他のものにつかっていたか。

議長 報第 12 号は、専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員 (発言なし)

議長 発言が無いようなので、報第 12 号を終了する。

議長 次に、報第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告する。報第 13 号について事務局より説明を願う。

事務局 1 件目、所有権移転、所在地は、宝町 2 丁目 ■■-■、登記簿地目は田、現況は畑、53 m²。譲渡人、■■■市 ■町 ■丁目 ■■、■■■。譲受人、■■■市 ■■■■■町 ■■番地 ■■号 ■■■■■■■■

■■■■■■■■■■、転用目的は都市ガス整圧器の設置。令和 4 年 4 月 7 日に 25 番 1 から 25 番 4 を分筆。境界には擁壁をつくる。

2 件目、使用貸借権。所在地は、高田町 4 丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、264 m²。高田町 4 丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、55 m²。2 筆合計 319 m²。譲渡人、■■■市■■■町■■■■■■■■-■、■■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■■-■■、■■■■、転用目的は一般個人住宅。平成 17 年 9 月 5 日に 5 条届、住宅建設（71-2）であったが、建設しなかった。令和 4 年 3 月 17 日に 112-1 から 112-2 を分筆。112-2 は進入路として使用する。71-2 との間は、購入したかったが、近隣住民の反対で断念。水路なので、市から占用許可をとって渡りを設置する。

3 件目、所有権移転。所在地は、笠原町大棕■■■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、186 m²。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■、■■■■。譲受人、■■■市■■■■■■丁目■-■■、■■■■、転用目的は資材置場。進入路は狭く、どうやって資材置場を運用するのか疑問があるが、この土地は競売物件で落札した案件。

4 件目、所有権移転。所在地は、赤坂町 2 丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、388 m²。赤坂町 2 丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、469 m²。赤坂町 2 丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、284 m²。赤坂町 2 丁目■■■、登記簿地目は田、現況も田、198 m²。4 筆合計 1,339 m²。譲渡人、70-1、71-1、72-1 は、■■■市■■■町■丁目■■■-■、■■■■、他 1 名。73 は、■■■市■■■町■丁目■■、■■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■-■■■■■■■■■■■■■■■■。分譲住宅とする。雨水は北側に排水する。

5 件目、所有権移転。所在地は、笠原町臺之田■■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、186 m²。譲渡人、■■■市■■■町■■■■■■-■、■■■■。譲受人、■■■市■区■■■■丁目■■■-■、■■■■。転用目的は集合住宅。2 階建集合住宅 1 棟 4 戸分を建設。

議長 報第 13 号は、専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員 （発言なし）

議長 発言が無いようなので、報第 13 号を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

7 番 電柱の付け替えの際、道路脇にあった電柱が個人の土地に移されるケースをよく見かける。

事務局 基本は、交通の安全確保という考え方。市に対しても、そうした要望がある。

16 番 肥料の値が上がるという話があるが。

7 番 今、選挙の期間だが、政府は生産コストを 1 割下げると言っている。燃料油のように、肥料の元売りにお金を出すのではと、思っている。

議長 J Aで話を聞いてきたが、既に 6 月から値上げをした。尿素の価格が 2 倍になるという。

7 番 その他は、だいたい 3 割から 5 割の値上がり。

議長 尿素はマレーシアと中国からの輸入が大半だという。

7 番 農業者が、こうしたコストを作物価格に転嫁できればいいが、そうはいかない。農産物は（タマネギ以外）逆に下がっている。

議長 米も下がっているようだ。

9 番 日本全体で食料自給率を上げないといけない。

7 番 その通りだが、国民（消費者）の理解が必要だが、そうした状況も望めない。

5 番 イノシシ対策も問題だ。可児市には電柵設置の補助があるようだが、多治見市にはそうしたものはあるのか。

事務局 電柵補助はない。地域単位での防護柵は、農業再生協議会で対応している。

5 番 地域でまとめるのは、なかなか難しい。なんとか検討して欲しい。

12 番 私の周辺でも、地域でまとめようとしたが、上手くいっていない。農地の面積が小さかったり、点在していたり、農地を借りて耕作していることもあって難しい。市には、現場の事情をよく見て、現地にあった対応を考えて欲しい。

7 番 イノシシは、そこだけ囲っても他へ行くだけだ。

5 番 地域でまとまれと言っても、休耕田もあってそう簡単にはいかない。

事務局 可児市の電柵補助については調べて、研究する。

議長 それでは、事務局から連絡事項はあるか。

事務局 次回の総会開催日は、7 月 27 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催するので、該当の委員は出席をお願いする。

議長 以上をもって、第 6 回農業委員会総会を終了する。

以上。

(閉会 午後 4 時 02 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 6 月 29 日

議事録署名

1 番

2 番

議長